

令和2年1月30日
健康福祉部児童家庭課
043-223-2345

「児童虐待死亡事例検証報告書（第5次答申）」等を踏まえた 更なる児童虐待防止対策について

昨年1月の小学生女児虐待死亡事件を受け、二度とこのような痛ましい事件が起きないよう、死亡事例等検証委員会により事案の検証を行うとともに、児童虐待防止緊急対策に全力で取り組んできたところです。

9月議会での「千葉県子どもを虐待から守る条例」の改正及び附帯決議された事項や、昨年11月に死亡事例等検証委員会からいただいた提言等を確実に実行していくため、令和2年度当初予算案に計上した事業など主な対策をまとめました。

県では引き続き、子どもの命と子どもの最善の利益を最優先にするという強い決意を持って、更なる児童虐待防止対策に全力で取り組んでまいります。

1. 児童家庭課及び児童相談所 組織・人員体制の強化

(1) 組織体制の見直し・強化

- 児童相談所の改革を着実に推進するため、児童相談所管轄区域の見直しや外部有識者による児童相談所の監査等を行う部署として、令和2年度から、児童家庭課に「児童相談所改革室」を新設します。
- 児童虐待防止緊急対策において、児童虐待部門とDV対策部門の機能的な連携について検討を進めてきたところですが、DV対策との連携を強化するため、令和2年度から、DV対策業務を男女共同参画課から児童家庭課に移管します。
- 令和2年度から、児童相談所や市町村等の職員を対象とした研修体制を見直し、児童虐待事案対応力の向上を図るため、中央児童相談所に「人材育成研修課」を新設します。
- 児童相談所における適切なケースマネジメントの強化を図るとともに、保健師等の多職種連携や市町村との連携を図りながら、一時保護解除後の児童や保護者に対する支援体制を強化するため、令和2年度から「支援課」を新設するなど所内の組織体制の見直しを行います。

(2) 人員体制の強化

児童虐待防止緊急対策において、令和3年度までの5年間の職員増員計画を1年間前倒したところですが、検証報告書の提言、国が定める児童福祉司等の新配置基準や一時保護所の保護児童定員の増員等に対応するため更なる職員の増員を図ることとし、令和2年度には児童福祉司、児童心理司等について110名程度増員を図ります。

また、令和4年度までに、児童相談所職員を260名程度増員します。(令和2年度向けの110名程度の増員を含む。)

2. 「千葉県子ども虐待対応マニュアル」の改定等

児童虐待事案対応の基本的手順が疎かにされていたこと、関係機関の連携のあり方など検証報告書でいただいた多岐にわたる提言項目をマニュアルに反映させるため、本年1月からマニュアル改定委員会において、年度末までの改定を目指し協議を進めています。

マニュアル改定後は、虐待事案における初期アセスメントから一時保護・援助方針の決定など一連の対応プロセスにおける基本を児童福祉司等関係職員に再度周知・徹底するため、マニュアル研修の受講を徹底します。

3. ICTを活用した児童相談所の業務改善

○ 現行の児童相談所システムの抜本的な見直しのための検討を進めてきました。これを踏まえ、情報共有の迅速化、ケースの特性を踏まえた進行管理、意思決定の支援など、情報の高度利用等による業務執行の適正化及び業務の効率化を図るため、新たな支援システムの開発を行います。

○ 児童相談所職員間の円滑な情報連携を行い、迅速な一時保護等により子どもの安全を確保するため、出張時の連絡等に使用する公用スマートフォンなどのICT機器を導入します。

[令和2年度予算案 33,920千円 (債務負担行為 58,000千円)]

4. 児童相談所の運営監査

検証報告書の提言等を踏まえ、児童虐待事案に対する対応、業務執行体制、関係機関との連携等について、子どもの権利擁護と運営の質の向上が図られるよう、第三者(有識者)による運営監査委員会を新設し、適正な業務執行が行われているか、定期的な外部評価を実施します。[令和2年度予算案 1,866千円]

5. 児童相談所等の整備（一時保護所の増設等）

一時保護児童の増加傾向が続いていることに対処するため、現中央児童相談所を移転後も、引き続き一時保護所として活用するとともに、市川・柏・君津児童相談所の一時保護定員の更なる拡充を図ります。

	定員	増員	増員後	備考
中央児童相談所 ※1	25	+30	55	令和2年7月頃供用開始見込
市川児童相談所	20	+8	28	令和2年12月竣工見込
柏児童相談所	25	+6	31	令和2年12月竣工見込
銚子児童相談所	15		15	
東上総児童相談所	15		15	
君津児童相談所	15	+12	27	令和3年2月竣工見込
合計	115	+56	171	

一時保護所定員（115名）は令和3年2月までに56名増加し171名となります（既発表済み）。

※1 中央児童相談所の移転先である旧青少年女性会館の大規模改修工事は、台風被害による資材納入の遅れ等により工期延期となりますが、供用開始は予定どおり令和2年7月頃を見込んでいます。

6. 「千葉県子どもを虐待から守る基本計画」の策定

「千葉県子どもを虐待から守る条例」に基づく「千葉県子どもを虐待から守る基本計画（H29.12）」（5年計画）については、9月議会で議決された条例の改正により、3年以内に達成すべき指標の設定、5年単位での見直しなど計画期間10年の基本計画に見直すこととなりました。

現在、検証報告書の提言なども踏まえ、新たな「千葉県子どもを虐待から守る基本計画※2」を、今年度中の策定を目指し、作業を進めているところです。

※2 条例の基本理念や子どもの権利の擁護を踏まえ、児童虐待の防止、家庭的養育の推進、児童相談所の機能強化などを柱とした、児童虐待防止対策を総合的かつ体系的にまとめた計画

7. 児童相談所管轄区域の見直し

管轄区域の見直しについては、社会福祉審議会社会的養護検討部会へ諮問し開催（1月21日）したところです。その答申を踏まえ、早期に見直しを進めてまいります。